「地域密着型サイクルスポーツクラブ」規約

第1章　総　則

（名称）
第1条　本クラブは、総称を「地域密着型サイクルスポーツクラブ」（以下、「本クラブ」という。）と称する。

（所在地）
第2条　本クラブの事務局は「山口県自転車競技連盟事務局内」に置く。
2　本クラブの事務局実務を行う対外的な事務局を別に置く事が出来る。

（目的）
第3条　本クラブは、山口県内における、スポーツ、自転車競技の振興を図り会員の健全な心身を育成し、地域社会における生涯スポーツの発展に寄与するとともに、全国レベルの選手の育成強化を主たる目的とする。

（事業）
第4条　本クラブは、前条の目的のために次の事業を行う。
（1）　週1回以上、防府市競輪場及び他施設を利用しての活動の実施
（2）　定期的な競技会、記録会の主体的な開催
（3）　各競技会・イベント等への参加
（4）　ジュニアからシニア層までの競技者に一貫した指導や活動の援助の実施
（5）　山口県ジュニアサイクルスポーツクラブの運営
（6）　その他、本クラブの目的達成のための必要な事業

第2章　会　員

（入会資格）
第5条　本クラブの会員は、次の要件を備えていなければならない。
（1）　本クラブの目的に賛同する者であること。
（2）　医師から運動制限または禁止の診断を受けていない健康な者であること。
（3）　本クラブの諸規定を遵守する者であること。
2　会員の資格は、他に譲渡できない。

（会員資格の喪失）
第6条　会員の資格は、脱会、除名、死亡によって喪失する。
2　会員が脱会する場合は、書面をもって会長に届け出なければならない。

（除名）
第7条　会員が次の各項のいずれかに該当するときは、総会において総会員の4分の3 以上の議決により、除名することができる。
（1）　会員が第5条の要件を満たさないとき。
（2）　会員が本クラブの名誉をき損したとき。

（入会手続きと会費納入）
第8条　本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従って書面で申し込み、本クラブが定める会費を納入するものとする。
2　入会申し込み後の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出るものとする。

（会費）
第9条　会員は、次に定める会費を納入しなければならない。
（1）　クラブ会員（ジュニアクラブを含む）　年会費　年30，000円
※ ただし、9月1日以降の入会においては、仮入会を認める。仮入会の場合は会費不要とする。
その場合は、クラブ活動に係る必要な経費は実費額を個人負担とする。
（2）　（1）かつ、JBCF登録チームへ所属する会員　年会費　年40，000円
（3）　クラブ賛助会員　年会費　年20，000円

（会費の返還）
第10条　一旦入金した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第3章　役　員

（役員）
第11条　本クラブに次の役員を置く。
（1）代表　1名
（2）ゼネラルマネージャー　1名
（3）事務局長　1名
（4）理事　若干名

（選任）
第12条　代表は山口県自転車競技連盟理事での互選とする。
2　ゼネラルマネージャー、事務局長は、山口県自転車競技連盟の理事の中から代表がこれを委嘱する。
3　本クラブの理事は、山口県自転車競技連盟の理事で構成する。

（職務）
第13条　役員の職務は次のとおりとする。
（1）　代表は、本クラブを代表し、クラブ運営全体の統括をする。
（2）　ゼネラルマネージャーは、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
（3）　事務局長は、本クラブの事務を統括する。

（任期）
第14条　役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
2　補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3　役員は任期満了の場合においても、後任者が決まるまでは、その職務を行う。

第4章　指　導　者

（指導者）
第15条　本クラブに実技指導者を置くことができる。
2　実技指導者は、理事会の決議を経て代表が委嘱する。
3　実技指導者は、スポーツ指導者としての技能と熱意を有する者とする。
4　実技指導者が本クラブの理念に違背する行為等があった場合は、理事会の議決を持って除名することができる。

第5章　会　議

（総会）
第16条　本クラブの総会は、毎年1 回開催し、次の事項を決議又は承認する。
（1）　事業報告、決算に関すること。
（2）　事業計画、予算に関すること。
（3）　役員の選出に関すること。
（4）　規約の改正に関すること。
（5）　その他、本クラブに関して重要な事項。
2　総会は、代表が召集し、議長となる。
3　総会は、会員の1／2以上の出席をもって成立とする。ただし、委任状により他の出席会員を代理人とする者は出席とみなす。
4　総会の決議は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
5　本規約の改正は、出席者の2／3以上の同意を必要とする。
6　未成年の会員は、保護者を自身の代理人とすることが出来る。

（理事会）
第17条　理事会は、年1回以上開催し、次の事項を協議し決定する機関とする。
（1）　事業、予算の執行に関すること。
（2）　事業報告書、決算報告書の作成に関すること。
（3）　事業計画案、予算案の作成に関すること。
（4）　専門部会、実技指導者に関すること。
（5）　その他総会により委任された事項の執行に関すること。
2　理事会は、代表が召集し、議長となる。
3　理事会は、理事の1／2以上の出席をもって成立とする。ただし、委任状により他の出席会員を代理人とする者は出席とみなす。
4　理事会の決議は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（専門部会）
第18条　本クラブに次の専門部会を設置することができる。専門部会は、それぞれの部会長が招集する。
（1）　地域密着イベント企画部会
（2）　競技力向上部会
（3）　ジュニアサイクルスポーツクラブ部会
2　専門部会の名称、目的及び定数等は理事会で決定する。

第6章　会　計

（経費）
第19条　本クラブの経費は、以下のものをもってあてる。
（1）　会費
（2）　事業等による収入

（3） 補助金及び交付金
（4） その他の収入

（経理）
第20条　本クラブの経理は、事務局長が管理する。

（予算）
第21条　本クラブの予算及び決算は、総会での決議又は承認を必要とする。

（会計年度）
第22条　本クラブの会計年度は、毎年1月1日から始まり、同年12月 31 日に終わる。

第5章　事故の責任

（事故の責任）
第23条　会員は、本クラブの活動に際して本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに実技指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

（安全保険の加入）
第24条　会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。この場合において、本クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内のみで対応するものとし、未加入者の活動の事故については、一切の責任を負わない。

第6章　細　則

（委任）
第25条　本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、代表が理事会の議決を経て別に定める。

附　則
1　本規約は、令和2年1月25日より施行する。
2　本規約は、令和3年4月24日より施行する。
3　本規約は、令和4年1月29日より施行する。
4　本規約は、令和5年1月29日より施行する。
5　本規約は、令和6年1月27日より施行する。

会員

(1)クラブ会員(ｼﾞｭﾆｱｸﾗﾌﾞを含む)	(2)JBCF登録クラブ会員	(3)クラブ賛助会員
加入	加入	加入
年会費　年30，000円 ★　当該年作成ユニフォーム(上下)の支給 ★　クラブ会員とイベント･トレーニングへ参加	年会費　年40，000円 (1)をベースにして、以下を付帯する。 ★　JBCF登録チームへ競技者登録をして活動	年会費　年20，000円 クラブ設立趣旨に賛同して一緒に活動する。 ★　ユニフォーム(上下)の支給無し

クラブ

地域密着型サイクルスポーツクラブ

運営組織

山口県自転車競技連盟

クラブ役員	代表	棟久　明博	JSPO公認自転車競技コーチ4／JCF公認第1級審判員(TR/RR/CX)
	ゼネラルマネージャー	田中　謙治	JSPO公認自転車競技コーチ3／JCF公認第2級審判員(TR/RR/CX)
	事務局長	森岡　智之	JCF公認第2級審判員(TR/RR/CX)
	監事	志賀　孝治	JCFマウンテンバイク専門委員会　委員
	理事	※山口県自転車競技連盟の理事が担う	

理事会

理事会(年1回以上)

代表が議長。理事の1／2出席で成立。出席者の過半数で決議し、可否同数の場合は、議長の決裁。

部会

地域密着イベント企画部会

部会長　棟久　明博

- サイクルミーティングの実施に係わること。
- 各種合宿の誘致実施に係ること。
- 地域密着活動に係わること。

競技力向上部会

部会長　杉山　文崇

- クラブの競技力向上に係わること。
- レース遠征に係わること。
- トレーニング計画に係わること。

ｼﾞｭﾆｱｻｲｸﾙｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ部会

部会長　白川　巧

- ジュニアサイクルスポーツクラブに係ること。
- 小中学生と高体連との連携に係ること。
- 指導者の養成に係ること。

総会

総会(年1回)

代表が議長。会員の1／2出席で成立。出席者の過半数で決議し、可否同数の場合は、議長の決裁。規約改正は、出席者の2／3以上の同意が必要。

※　委任状により他の出席会員を代理人とする者は出席とみなす。未成年者は、保護者の代理人を認める。

会員

クラブ会員(ｼﾞｭﾆｱｸﾗﾌﾞを含む)　　JBCF登録クラブ会員